

高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第12条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号、第7条、第10条及び第12条の規定は、<u>同日以降</u>もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第12条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号、第7条、第10条及び第12条の規定は<u>同日以降</u>もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第3条関係) 補助対象経費

区分		補助対象となる経費
人件費	対象経費 職員特別給与 職員諸手当	職員基本給(本俸)、職員特別給与(賞与)、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、超過勤務手当等
	社会保険料 法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	職員の健康診断に要する費用、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
運営費	旅費	職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
	備品費	事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
	消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
	会議費	事業運営委員会等関係行政機関等との諸会議の会議賄い費
	印刷製本費	専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
	通信運搬費	① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
	光熱水費	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料並びに暖房用燃料費
	公租公課	固定資産税、取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
	借料及び損料	事務所、事務用機器等の借上げ料、駐車場、作業場及び車両等の借上げ料並びに各種委員会開催に伴う会場等借上げ料
	保険料	取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
	諸謝金	調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金及び訪問等に係る謝礼を除く。)
	教材費	職員・会員向け研修のテキスト購入費
	訓練委託費	教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
	雑役務費	管理・運営の一部を第三者に依頼して行わせるもの、各種保険料、振込手数料、車検料、コピー機のカウンター料、機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等

別表第1 (第3条関係) 補助対象経費

区分		補助対象となる経費
人件費	対象経費 職員特別給与 職員諸手当	職員基本給(本俸)、職員特別給与(賞与)、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、超過勤務手当等
	社会保険料 法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	職員の健康診断に要する費用、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
運営費	旅費	職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
	備品費	事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
	消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
	会議費	事業運営委員会等関係行政機関等との諸会議の会議賄い費
	印刷製本費	専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
	通信運搬費	① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
	光熱水費	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料並びに暖房用燃料費
	公租公課	固定資産税、取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
	借料及び損料	事務所、事務用機器等の借上げ料、駐車場、作業場及び車両等の借上げ料並びに各種委員会開催に伴う会場等借上げ料
	保険料	取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
	諸謝金	調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金及び訪問等に係る謝礼を除く。)
	賃金	臨時に雇用する職員の賃金(会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。)
	教材費	職員・会員向け研修のテキスト購入費
	訓練委託費	教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
雑役務費	管理・運営の一部を第三者に依頼して行わせるもの、各種保険料、振込手数料、車検料、コピー機のカウンター料、機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等	

区分	補助対象となる経費
旅費	事業を行うための職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
備品費	事業を行うための事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
消耗品費	事業を行うための各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
会議費	事業を行うための会議開催時の会議賄い費
印刷製本費	事業を行うための専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
通信運搬費	事業を行うための次の費用 ① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
公租公課	事業を行うために取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
借料及び損料	事業を行うための駐車場及び作業場及び車両等の借上げ料、各種委員会開催に伴う会場等借上げ料及び事務用機器等借料
保険料	事業を行うための取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
諸謝金	事業を行うための調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金、訪問等に係る謝礼を除く。)
社会保険料 法定福利費	事業を行うための諸謝金に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	事業を行うための諸謝金に係る健康診断用諸経費、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
教材費	事業を行うための職員・会員向け研修のテキスト購入費及び就業のための知識を付与する講習に係る教材費
訓練委託費	事業を行うための教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
雑役務費	事業を行うための機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等

区分	補助対象となる経費
旅費	事業を行うための職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
備品費	事業を行うための事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
消耗品費	事業を行うための各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
会議費	事業を行うための会議開催時の会議賄い費
印刷製本費	事業を行うための専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
通信運搬費	事業を行うための次の費用 ① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
公租公課	事業を行うために取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
借料及び損料	事業を行うための駐車場及び作業場及び車両等の借上げ料、各種委員会開催に伴う会場等借上げ料及び事務用機器等借料
保険料	事業を行うための取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
諸謝金	事業を行うための調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金、訪問等に係る謝礼を除く。)
社会保険料 法定福利費	事業を行うための諸謝金に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	事業を行うための諸謝金に係る健康診断用諸経費、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
賃金	臨時に雇用する職員の賃金(会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。)
教材費	事業を行うための職員・会員向け研修のテキスト購入費及び就業のための知識を付与する講習に係る教材費
訓練委託費	事業を行うための教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
雑役務費	事業を行うための機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等

別表第2から第3 略

別記第1号様式から第9号様式 略

別表第2から第3 略

別記第1号様式から第9号様式 略